

# 特別寄稿

# 酒と酒税の歴史探訪 —清酒を中心として

諸説あるが、その昔、酒は「ササ」と呼ばれていた。ササの「サ」とは、神様（主に山の神）を意味した。山の神である「サ神様」は通常、山のほうにいるので、山に入った村人はその前でサ神様を拝んだ。ここでの正しい作法は、しゃがんで手を合わせる方法。「サ拝む」が「しゃがむ」の語源と言われる。

このサ神様は、「山の神」のほかに「田の神」でもあった。よって、田植えが始まる時期をサツキ、苗のことをサナエ、植え手のことをサオトメと呼んだ。春になると、サ神様は山から下りて来て、ある木に入られる。その木とは、ズバリ「桜」。桜(サクラ)とは「サ(神)」の「クラ(鞍)」つまり神の乗り物、神がいるべき場所を指す。この木は、サ神様が入られたことを合図

に一斉に花を咲かせる。村人たちは、今年も神が来られたことを喜び、五穀豊穣を願い、「ササ（酒）」と「サカナ（肴）」を捧げ、歌や舞を奉納した。これが現代に続く花見の原型と言われる。だから似たような木でも「梅」の花見はせず、国花である「菊」でもしない（我が国の国花は、桜と菊の二つ）。また、地名でもサ神様に関連するものが多く存在する。相模原はもちろん、佐渡、讃岐、薩摩。更には、上総、下総、若狭、土佐も、サ神さまに関係すると言われる。（以上、諸説あります。）

本稿では、このように遙か昔から我が國の人と文化に密接に関係する「ササ」すなわち「酒」と「酒税」の歴史について考察していきたい。

が加わった酒は、その国の主食と密接な関係があり、我が国では稻作伝来以降、主食が米、酒はドブロク（後に清酒）となつた。酒は、各種行事にも不可欠であつたこともあり、奈良時代には、「酒司（さけのつかさ）」といふ酒造り専門の行政機関が設置され、朝廷のために酒造りが行われた。その後、平安時代になると、寺社や民間でも酒造りが行われるようになり、本格的な造り酒屋も登場した。

戦国時代には、三段仕込のほか、精米や酒粕分離の技術が生まれ、更には熱殺菌（火入れ）も行われるなど、現在の酒造りの原型がほぼ完成した。また、大型の木桶を製造できるようになつたことから、大量生産も可能となつた。

で醸した酒が美味しいと江戸で評判になった。今も宮水の湧水地である灘五郷（兵庫県）の灘一帯にある5つの酒造地に大手清酒メーカーが集中しているのはそのためである。

明治に入り、酒の品質は大きく向上したが、これには醸造試験所（現在の独立行政法人酒類総合研究所）の存在が大きい。当時の製造技術では腐造する（酒が腐る）ケースが多く、これが起きると酒税が徴収できなくなるため、酒税收入の安定を主目的として明治37年（1904年）に同所は創設された。同所は創設以来、腐造防止策のほか、山廃醸・速醸醸の開発、優良酒造酵母の分離（純粋培養）など多くの技術研究と成果の無償提供、鑑評会の開催や醸造講習の実施など酒造業者への技術的支援等を行っており、今も酒類業界にとって極めて重要な役割を果たしている。

さて、戦後になると、食糧難（米不足）に加え、戦争による人的・物的な損害のため全国的に酒が不足し、「三増酒（三倍増醸清酒）」が生まれた。三増酒とは、もろみをし

酒税の歴史

ぼる前にそのもろみから通常  
製成されるアルコールの倍の  
量の酒粕アレコレをもろみ

に加え、結果的に3倍の量の清酒を造る技術により造られた酒である。なお、平成18年度の国税庁通達改正により三度増酒は姿を消し、その一方で、全清酒に占める吟醸酒などの特定名称酒の割合は増加傾向を続け、平成27酒造年度以降は4割を超えた。このことは、清酒全体の消費量が右肩下がりの中、高級酒路線に舵を切った蔵が増加していることを示している。

おわり

わゆる「酒類業組合法」が同日施行され、この法律に基づいて全国に酒造組合や酒販組合が設立されることとなる。た。

た。平成18年度改正では、酒類間の税負担格差の解消のため、酒類を大きく4分類してこれらに基本税率を設定したが、格差は依然として残ったため、平成29年度改正において格差解消のための税率改正（ビール類等の税率を統一）等を行った。この税率改正は、令和2年、同5年、同8年の3回に分けて実施することとしたため、酒類の手持品課税（戻税）も3回（今後2回）行つれる予定である。

酒（主に清酒）の歴史

酒（アルコール飲料）は有史以前から存在するが、その代表的なものは「猿酒（サルザケ）」と言われる。一般に猿酒とは、猿が岩のくぼみなどに溜めこんだり木から落ち

た果実に、野生酵母が偶然加わって自然に発酵してきた酒をいう。「ワインは発見、ビールは発明」という言葉がある。ワインは自然にできたものを人が発見したのが始ま

清酒造りが益々盛んとなつた。柏取り焼酎をもろみに加えることで清酒の風味を上げる「柱焼酎」(アルコール添加清酒の原型)という技術が生まれたのもこの時代である。

さて、戦後になると、食糧難（米不足）に加え、戦争による人的・物的な損害のため全国的に酒が不足し、「三増酒（三倍増醸清酒）」が生まれた。三増酒とは、もろみをし

費税)が課されたこともあり、酒の価格が高騰。店では客に内緒で割水(增量)したケースも横行したようで、このような酒は金魚も泳げるという意味の「金魚酒」と呼

体制的な色彩が強かつたことから、昭和28年（1953年）に廃止され、現行酒税法が施行。併せて、酒税法の補完法である「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（い

1. 「お酒のはなし(清酒)」  
立行政法人酒類総合研究所(2000)

4. 山本喜代志「清酒製造業における中小企業問題」税務大学校研



富川 泰敬氏  
(鞠町)

1. 「お酒のはなし」(清酒) ×  
立行政法人酒類総合研究所(2年版)

2. 『平成21年度特別展示 明治  
の酒税』税務大学校税務情報セント  
ターカン税史料室(2010年)

3. 富川泰敬『国解酒税 令和  
年版』一般財団法人大蔵財務協

4. 山本喜代志「清酒製造業における中小企業問題」税務大学校研究科論文集（1981年）

5. 国税庁HP

6. 瀧五郷酒造組合HP